



西田成希税理士事務所

事務所だより 9月号

爽秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

台風のと8月末は涼しくなりましたね。それにしても8月は暑かったです。私は、水分(お酒?)ばかり取っていて3kg増量です(>_<)。気候も暑かったですが、気持ちも熱かったです(^)/。オリンピック! 皆さん寝不足だったのではないですか?

私の一番は、競歩のメダルです。競歩はマイナーな競技の一つですが、世界選手権では谷井孝行選手が北京大会50km競歩で3位になっています。日本は、実力はありながらオリンピックでのメダルには届かない、という種目でした。



リオ・オリンピックでは、その競歩50kmで荒井^{ひろおき}広宙選手が3位となりました。いったん3位でゴールしながらカナダ選手と接触したことで失格となり、その後、日本の抗議の末に3位に復活、という曰くつきの銅メダルで余計に注目されました。日本では、競歩はマイナーな競技ですが、世界的にはメジャーな競技です。なんといってもオリンピックの正式種目ですから。ルールは単純そうで難しく、①両足がついている瞬間がなければならない、②着地のときに膝が伸びていないといけない、などのようです。実際、レースを見ていても両足ついているかどうか私には全く分かりませんでした。そして、陸上競技の中では、最も過酷な競技と言われているようです(歩くって難しい...)

私もソフトテニスというマイナーな競技をしているので、マイナーな競技が注目されるのは大歓迎です。ソフトテニスは、中学校の部活などでご存知の方も多いと思いますが、世界的には(超?!)マイナーな競技です。一応、世界選手権もあるのですが、参加国は東南アジア諸国とアメリカ(ハワイ)、南米の一部の国などです。オリンピック種目にならないですかねえ...。「陸上」や「水泳」という括りの中に色んな種目があるように、「テニス」という括りの中に硬式テニスとソフトテニス



今日はテニスを休んで家の手伝いです。自転車修理、手のひらにマメができてしまいました。

という種目があってもいいように思うのですが。日本ソフトテニス協会、もっと頑張ってください(東京では手遅れですが...(:_;))。

私は、オリンピックについては、冷めていたのですが、いざ始まると燃えてしまいました。どれだけの努力をしてオリンピックの舞台に立っているのかを考えると自然と涙が出てきます。私なんかは、しんどいことを避けたいと思っていますが、それではダメなんですよね...。力をもらいました! 9月7日からはパラリンピックです。また力と感動をもらえそうです。

では、事務所だより9月号をお送りします。今回は贈与の話題が2つです。さて、大学も始まります。登校拒否したい気分ですが、ダメダメ学生が待っているんで頑張って登校します。皆様、夏の疲れを出されないようにm(__)m。



事務所の来客スペース、こんな感じになりました。和風でまとめたつもりですが...。テーブル以外すべていただきものです(^;)。皆様の好意で生かされています。

☆ お知らせ (平成28年9月の税務)

期限	項目
9月12日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	7月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	1月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >

☆ インボイス 2年半先送り

消費増税と軽減税率導入が平成31年10月まで延期されたことを受け、政府は税率ごとの正確な税額を経理区分するインボイス(適格請求書)制度の導入も2年半先送りする方針を固めました。当初から4年間の準備期間を設けていたため、増税とは別物として予定通り開始すべきとの声もありましたが、免税事業者など中小企業への影響が大きいことから2年半の延期を決めたようです。その他、住宅ローン減税制度や自動車取得税の廃止も消費増税に合わせて先送りされます。政府は秋の臨時国会に税制改正法案を提出します。

インボイス制度は、8%と 10%の税率ごとに税額票を発行して正確な課税売上高を記録し、それをもとに経理を行うというものです。現行では請求書に記載が求められるのは消費税を含めた税込みの請求額のみですが、インボイスが始まれば課税事業者は「事業者登録番号」と請求額とは別の「税率ごとの消費税額」を記載しなければならず、すべての取引について正確に記録・提出する義務が生じます。仕入税額控除は発行されたインボイスをもとに行うため、インボイスを発行できない免税事業者が取引から除外されるのではないかと懸念も指摘されていきました。

当初の予定では増税 4 年目の平成 33 年からインボイス制度を開始するとして、それまでの 4 年間は総売上に占める課税売上割合でみなし税額控除を認める経過措置期間を設ける予定でした。しかし増税が延期されたことで猶予期間は 1 年半に短縮。それでも準備に十分との声もありましたが、多くの免税事業者が課税事業者に転換することが見込まれることから、政府は十分な準備期間が必要と判断しました。

新たなスケジュールでは、消費増税と軽減税率導入が行われ、そこから 4 年間の経過措置期間を経て平成 35 年 10 月から正式なインボイス制度が始まります。

☆ 暦年贈与：特例税率って？

平成 27 年 1 月 1 日以降に暦年課税の贈与税の場合に、父母や祖父母など直系尊属から財産をもらった人（贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限る）のその財産に係る贈与税は、一般税率ではなく、特例税率を適用して計算します。

特例税率の場合は、贈与税が一般税率に比べて有利になるようになっています。この特例税率の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与で財産をもらった人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

①「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超える場合

②「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超える場合

該当されます方は、ご注意ください。

※ 一般税率

特例税率の適用を受ける場合以外の贈与、つまり夫から妻への贈与や他人からの贈与が該当します。贈与した財産の価額が同じなら、特例税率に比べて贈与税が高くなります。

☆ 相続時精算課税とは？

贈与税の計算の方法には、先ほどの暦年課税と相続時精算課税の 2 通りがあります。相続時

精算課税制度は、60 歳以上の親から 20 歳以上の子へ贈与がされた場合に選択することにより適用されます。しかし一度選ぶと二度と暦年課税には戻れません。

この相続時精算課税を選択するための受贈者の条件は、①その年 1 月 1 日において 20 歳以上で②贈与者の直系卑属である推定相続人又は③贈与者の孫であること、となっています。

◆ 年齢の数え方

ここで年齢ですが、20 歳や 60 歳というのは 1 月 1 日において、ということなので、贈与時の年齢ではありません。ところで、1 月 2 日生まれの人は 1 月 1 日では 20 歳の誕生日の前日になってしまいますが、法律上は 1 月 1 日で 20 歳となります。親の 60 歳についても同じです。

◆ 直系卑属である推定相続人とは

②の直系卑属とは、子・孫・曾孫などのことを言います。推定相続人とは被相続人が死亡すれば、最優先順位で相続することが予定される相続人のことです。実子のみならず、養子、胎児、非嫡出子、代襲相続人も含まれます。通常は贈与者の一代下の子供世代を指します。

推定相続人の判定時期は、贈与年の 1 月 1 日ではなく、その贈与のあった時です。養子の場合は、養子縁組が解消された場合にも、解消までの養子としての期間内は要件を満たします。

◆ 孫はなぜ認められるの？

相続時精算課税制度は、高齢者の保有する財産を若者世代に移転するという目的があります。その際、②の子供世代が健在ですと、孫は推定相続人になれない為、特別に認められています。

◆ どんな制度なの？

要件を満たせば 2,500 万円までの財産の生前贈与は課税されません。2,500 万円を超えた場合は、超える部分に対し 20%の贈与税が課されます。また、2,500 万円は一生で 2,500 万円です。暦年課税のように毎年 110 万円の基礎控除の枠があるわけではありません。

さらに読んで字の如く「相続時」に「精算」されて相続税が「課税」されます。贈与者が亡くなった時に改めて相続財産として取り込まれ相続税が課税されます。払った贈与税があれば、それは控除されます。

◆ で何がお得なの？

不動産の場合、贈与時の評価額で相続税の中に取り込まれますので、不動産の評価が低い時期に贈与すると相続時の評価との差額の分だけ節税になります。また、現金預金は、その額面が評価額となりますが、不動産の場合は、路線価や固定資産税評価額が評価額となりますので、5,000 万円以上のマンションでも評価額によっては 2,500 万円以下となり、贈与税なしで移転することができる場合もあります。このほか、所得を分散させ所得税の軽減を図る目的で、相続時精算課税を利用することもあります。

いずれにせよ、贈与の目的をきちんとして下さい。単に贈与税がかからないからといって飛びつかないようにお願いします。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488